記　入　例

労働保険料算定基礎賃金等の報告

令和７年４月から令和８年３月までに使用した労災保険対象労働者数（各月の末日〈賃金締切日がある場合は各月末日の直前の賃金締切日〉における労働者数）及び賃金の総額を各欄の区分により記入する。

事業の概要（製品名、製造行程等）を具体的に記入する。

令和７年４月から令和８年３月までに使用した雇用保険対象被保険者（※）数（各月の末日〈賃金締切日がある場合は各月末日の直前の賃金締切日〉における被保険者数）及び賃金の総額を各欄の区分により記入する。

組機様式第5号

作成
頁

住所　〒 460−0001
名古屋市中村区名駅3−3

事業場名　有限会社　丸山

事業主名　丸山一郎　殿

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番	料変
23	3	02	939990	555	

雇用保険事業所番号　2302 − 112233 − 4

事務組合名　愛友会

事業場TEL：052-561-1213　（TEL：052-561-0001　）

3. 事業の概要　5401　金属加工業

4. 特掲事業　2　1. 該当する　2. 該当しない

5. 新年度賃金見込額　① 前年度と同額　2. 前年度と変わる
労災　千円
雇用　千円

6. 延納の申請　1. 一括納付　② 分納(3回)

3. 委託解除年月日　年　月　日

4. 委託解除拠出金納付済

原則として、「1. 前年度と同額」を○で囲む。但し、賃金見込額が大幅に変動（２倍以上または1/2以下）する場合は、「2. 前年度と変わる」を○で囲み、その見込額を千円単位で記入する。

項目 / 月別	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金 (1) 常用労働者 人員	支払賃金	(2) 役員で労働者扱いの者（業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等） 人員	支払賃金	(3) 臨時労働者（パートタイマー、アルバイト等） 人員	支払賃金	(4) 合計（(1)+(2)+(3)） 人員	支払賃金	2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金 (5) 被保険者（日雇労働被保険者に支払った賃金を含む なお、パートタイマー、アルバイト等 雇用保険の被保険者とならない者を除く） 人員	支払賃金	(6) 役員で被保険者扱いの者（給与支払等の面からみて労働者的性格の強い者） 人員	支払賃金	(7) 合計（(5)+(6)） 人員	支払賃金
4月	11	3,763,511	2	835,668	2	187,406	15	4,786,585	11	3,763,511	2	835,668	13	4,599,179
5月	11	3,772,992	2	838,119	2	177,119	15	4,788,230	11	3,772,992	2	838,119	13	4,611,111
6月	11	3,758,643	2	837,205	2	179,235	15	4,775,083	11	3,758,643	2	837,205	13	4,595,848
7月	11	3,781,205	2	839,456	2	183,496	15	4,804,157	11	3,781,205	2	839,456	13	4,620,661
8月	11	3,799,800	2	842,514	2	184,145	15	4,826,459	11	3,799,800	2	842,514	13	4,642,314
9月	11	3,804,513	2	856,772	2	184,494	15	4,845,779	11	3,804,513	2	856,772	13	4,661,285
10月	11	3,835,766	2	856,992	2	185,655	15	4,878,413	11	3,835,766	2	856,992	13	4,692,758
11月	11	3,451,999	2	859,113	2	185,432	15	4,496,544	11	3,451,999	2	859,113	13	4,311,112
12月	11	3,943,210	2	861,414	2	185,771	15	4,990,395	11	3,943,210	2	861,414	13	4,804,624
1月	11	3,898,835	2	864,227	2	186,516	15	4,949,578	11	3,898,835	2	864,227	13	4,763,062
2月	11	3,909,444	2	866,118	2	184,499	15	4,960,061	11	3,909,444	2	866,118	13	4,775,562
3月	11	3,914,556	2	868,618	2	186,818	15	4,969,992	11	3,914,556	2	868,618	13	4,783,174
賞与等 6 月	11	5,019,234	2	1,456,413			13	6,475,647	11	5,019,234	2	1,456,413	13	6,475,647
賞与等 12 月	11	7,902,201	2	2,655,110			13	10,557,311	11	7,902,201	2	2,655,110	13	10,557,311
賞与等 月														
合計		58,555,909		14,337,739		2,210,586	1か月平均使用労働者数 A 75,104,234 円 D 75,104 千円			58,555,909		14,337,739	1か月平均被保険者数 13 人 B 72,893,648 円 E 72,893 千円	

8	※業種変更年月 年 月	業種変更前（業種変更が無い時） 業種変更後	a 15 人 b 751,014 千円	年 月	c 13 人 d 728,913 千円

No	9. 特別加入者の氏名	10.承認された基礎日額	11.適用月数 確定	11.適用月数 概算	12.希望する基礎日額
01	丸山 一郎	7,000 円	12		7,000 円

No	9. 特別加入者の氏名	10.承認された基礎日額	11.適用月数 確定	11.適用月数 概算	12.希望する基礎日額
02	丸山 和美	6,000 円	3	0	6,000 円

No	9.特別加入者の氏名	10.承認された基礎日額	11.適用月数 確定	11.適用月数 概算	12.希望する基礎日額
		円			円

申告済概算保険料　126,266 円

作成者氏名　川口友子

上記のとおり報告します。
令和 ○年 ○月 ○日
事業主氏名　名古屋市中村区名駅3-3 有限会社 丸山　丸山一郎

7. 予備欄

	予備欄1	予備欄2	予備欄3
1期	円	円	円
2期	円	円	円
3期	円	円	円

「7. 予備欄」については、事務組合で記入します。

特別加入の承認を受けている者で、引き続き加入を希望する場合は、希望する日額を記入する。（概算適用月数は特に記入を要しない。）脱退する場合は、概算適用月数と希望する日額を「0」と記入する。確定月数が一カ月でもあれば印字されるので、もれがないか確認する。委託解除を除き、追加の加入及び特別加入者でなくなった者には届出が必要です。

令和７年４月から令和８年３月の月別人員の合計を12で割り、小数点以下を切り捨てて記入する。１以下は１と記入する。

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」作成に当たっての留意事項

労働保険料等の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、
次の事項に留意して「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成してください。

労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。
なお、具体的な取扱いについては、次の事項を参照してください。

区分	労災保険	雇用保険
法人の役員等	㋑ 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その代償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ㋺ 法令又は定款の規定によっては業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者と認められる者は「労働者」として取り扱いません。 ㋩ 監査役及び監事は法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、「労働者」として取り扱います。	原則として被保険者となりません。 取締役で部長・工場長等の職にあって従業員としての身分があり、給与支払の面からみても労働者的性格が強く雇用関係が明確な者は被保険者となります。 ただし監査役、監事は除きます。 （法人の代表者と同居している親族については、通常の被保険者の場合の判断と異なるものではありませんが、事業の規模が零細である場合は、形式的には法人であっても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合もあると考えられ、この場合は、通常は事業主と利益を一にしていると思われるので、個人事業主と同居の親族の場合と同様、原則として被保険者としません。）
同居の親族	同居の親族は原則として労災保険上の「労働者」に該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものは労災保険上の「労働者」として取り扱います。 ㋑ 業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ㋺ 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に(i)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び(ii)賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。	原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること ③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと
短時間就労者（パート・タイマー）	すべて「労働者」として対象となります。	次のいずれにも該当するもので、その者の労働時間、その他の労働条件が就業規則（就業規則の届出義務が課せられていない事業所にあって、それに準ずる規定等）において明確に定められていると認められる場合は、被保険者となります。 ① １週間の労働時間が20時間以上 ② 反復継続して就労する者（31日以上継続して雇用されることが見込まれる者）
派遣労働者	すべて「労働者」として対象となります。	登録型派遣労働者については、同一の派遣元において、次のいずれにも該当するものについては、被保険者となります。 ① １週間の労働時間が20時間以上 ② 反復継続して派遣就業する者（31日以上継続して同一派遣元に雇用されることが見込まれる者等）
アルバイト	すべて「労働者」として対象となります。	反復継続して就労せず、その者の受ける賃金が家計の補助的なものは被保険者の対象となりません。
高年齢労働者	すべて「労働者」として対象となります。	年齢に制限なく雇用保険の適用対象になります。（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）

賃金総額

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものです。

また、現物給与については、原則として所定の現金給与の代わりに支給するもの、つまり、その支給によって現金給与が減額されるものや労働協約において支給が約束されているものは賃金となります。

このような現物給与でも、代金を徴収するものや福利厚生とみなされるものは原則として賃金とはなりません。

なお、具体的な取扱いについては、次の事項を参照してください。

1. 算入するもの（例示）

支給金銭等の種類	内容
基本給、固定給等基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者、パート、アルバイトに支払う賃金
超過勤務手当、深夜手当、休日手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払われる残業手当等
扶養手当、子供手当、家族手当等	労働者本人以外の者について支払われる手当
宿直・日直手当	
役職手当、管理職手当等	
地域手当	寒冷地手当、地方手当等
住宅手当	
教育手当	
単身赴任手当	
技能手当	
特殊作業手当	危険有害業務手当、臨時緊急業務手当等
奨励手当	精勤・皆勤手当等
物価手当	
調整手当	配置転換、初任給等の調整手当等
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス
通勤手当	非課税分も含む
定期券、回数券等	通勤のために支給される現物給与
休業手当	労働基準法第26条の規定に基づくもの
創立記念日等の祝金	恩恵的なものではなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合
チップ	奉仕料の配分として事業主から受けるもの
雇用保険料その他社会保険料	労働者の負担分を事業主が負担する場合
住居の利益	社宅等の貸与を行っている場合、貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合
いわゆる前払い退職金	労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの

2. 算入しないもの（例示）

支給金銭等の種類	内容
休業補償費	法定額を上回る差額分を含む
結婚祝金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
死亡弔慰金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
災害見舞金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
解雇予告手当	労働基準法第20条の規定に基づくもの
年功慰労金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
出張旅費・宿泊費等	実費弁償的なもの
制服	交通従業員の制服、工員の作業服等、業務上必要なもの
会社が全額負担する生命保険の掛金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
財産形成貯蓄のための事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するため、事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等
住居の利益	一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合
退職金	退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの

不明な点は

へお問い合わせ下さい。